

白川町選挙管理委員会告示第37号

令和8年8月9日執行予定の白川町長選挙につき、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書の規定により、令和8年8月2日から同年8月9日までは、選挙人名簿の登録の移替えをしない期間とする。

令和8年7月21日

白川町選挙管理委員会委員長 安江正宏